



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年7月11日金曜日 第626号外2

◇ 目 次 ◇

公営企業管理規程

- 愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程……………（公営企業管理局総務課） …… 1

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第8号

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和7年7月11日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員就業規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 愛媛県企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員をいい、第4条第6項及び第12条の2を除き、以下「職員」という。）の服務等に関する事項は、法令又は労働協約に定められたもののほか、この管理規程の定めるところによる。</p> <p>（部分休業）</p> <p>第13条の2 管理者は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）の例により、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（次項において「育児部分休業」という。）を承認することがある。</p> <p>2～5 省略</p> <p>第14条 省略</p> <p>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</p> <p>第14条の2 管理者は、職員の育児休業等に関する条例第26条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</p> <p>(2) 出生時両立支援制度等の申告又は請求に係る申出職員の意向を確認するための措置</p> <p>(3) 職員の育児休業等に関する条例第26条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 愛媛県企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員をいい、第4条第6項及び第10項並びに第12条の2を除き、以下「職員」という。）の服務等に関する事項は、法令又は労働協約に定められたもののほか、この管理規程の定めるところによる。</p> <p>（部分休業）</p> <p>第13条の2 管理者は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）の例により、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（次項において「育児部分休業」という。）を承認することがある。</p> <p>2～5 省略</p> <p>第14条 省略</p>

の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 管理者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの間に、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の申告又は請求に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 管理者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮するものとする。

第14条の3 省略

第14条の4 省略

第14条の5 省略

第14条の2 省略

第14条の3 省略

第14条の4 省略

附 則

- この管理規程は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 管理者は、この管理規程の施行の日前においても、改正後の愛媛県企業職員就業規程第14条の2第2項の規定の例により、同項に掲げる措置を講ずることがある。この場合において、その講じられた措置は、同日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。